

[事案 28-242] 配当金支払請求

・平成 29 年 8 月 1 日 裁定不調

<事案の概要>

保険料払込満了後に付加できる年金払特約の基本年金額が設計書記載の金額であることの確認を求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 8 月に契約した終身保険について、以下等の理由により、保険料払込満了後に選択できる年金受取コースの基本年金額が設計書記載の金額であることを確認したい。これが認められないのであれば、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、設計書によって、「保険料支払相当分は最終的に全額戻ります」「将来は財産にもなります」という説明を受けた。
- (2) 募集方法が、設計書に確定金額を印字し、誤認させる詐欺行為またはおとり行為である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 設計書の記載は、保険料払込期間満了後に主契約の解約や各種特約の付加という手続きをとることにより、一生涯の保障に代えて多様な受取方法があることを案内するものにすぎず、申立人の請求は契約内容になってはいない。
- (2) 設計書には、将来の支払額を約束するものではない等の注意文言があり、確定した金額との誤解を招くものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および申立人の妻に対して事情聴取を行った。募集人は既に死亡しているため、募集人の事情聴取を行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書記載の基本年金額が確定額である契約が成立したとは認められないが、設計書の記載において、誤解を招くおそれのある点があり、募集人から十分な説明がされていない可能性があることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。